

吾妻小学校 PTA 規約および細則 新旧対照表

○ 規約の改定

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>(特別委員会)</p> <p>第 17 条の 2 本会の活動に密接に関連することから、次に掲げる組織を専門委員会に準じて取り扱うものとする。</p> <p>一 家庭教育学級</p> <p>二 特別支援委員会</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(附則)</p> <p>第22条 この規約は昭和55年5月8日より施行する。</p> <p>(略)</p> <p>平成29年4月15日一部改正</p>	<p>(略)</p> <p>(特別委員会)</p> <p>第 17 条の 2 本会の活動に密接に関連することから、次に掲げる組織を専門委員会に準じて取り扱うものとする。</p> <p>一 家庭教育学級</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(附則)</p> <p>第22条 この規約は昭和55年5月8日より施行する。</p> <p>(略)</p> <p>平成29年4月15日一部改正</p> <p><u>平成30年4月28日一部改正</u></p>

※ 規約内の組織図も本内容に合わせて改定

○ 特別委員会細則の改正

改正前	改正後
特別委員会 細則	特別委員会 細則
<p>(略)</p> <p>4 特別支援委員会については、次による。</p> <p>一 活動及びその企画は本会とは独立して行う。</p> <p>二 委員の募集・選出は、特別支援教育の対象となる児童の保護者の中から、特別支援委員会が行う。委員の人数については、特別支援委員会がその判断によって決定する。</p> <p>三 任期は、総会から総会までとする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この細則は、平成18年4月22日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p>平成29年9月2日一部改正（平成29年10月1日施行）</p>	<p>(略)</p> <p><u>4 削除</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この細則は、平成18年4月22日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p>平成29年9月2日一部改正（平成29年10月1日施行）</p> <p><u>平成30年4月28日一部改正</u></p>

※ 規約・細則とも、「吾妻学園小学校」を「吾妻小学校」に変更しました。